



きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2009 冬 号

発行

和歌山県環境生活部県民局
県民生活課
〒640-8585 (住所不要)
TEL(073)432-4111(代)

- もくじ
- p 1 消費者ホットライン、県消費生活センター窓口案内
 - p 2、3 特定商取引法、割賦販売法の改正について
 - p 4 金融広報委員会からのお知らせ



◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

消費者ホットライン運用開始

平成22年1月12日から

0570-064-370

(守ろうよ、みんなを!)

消費者ホットラインは、消費生活相談をもっと利用しやすくするため、全国統一番号で消費生活相談ができるように設置されるものです。県内では、電話ガイダンスに従って、お住まいの市町村の消費生活相談窓口か県消費生活センターを選択して相談できます。どちらも開いていない日は、国民生活センターへつながります。(夜間及び年末年始をのぞく。)なお、一部の相談窓口では、ガイダンスによる電話番号等の案内となります。また、相談窓口につながってからは、電話料金がかかりますのでご注意ください。PHS、IP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用いただけません。

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活でのご相談・お問い合わせは
県消費生活センターや
お近くの市町村
消費生活相談窓口へ
(相談は無料です)

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
(土・日祝日、年末年始は休み)

日曜日消費生活相談 (電話相談のみ)

【相談受付時間】 午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビック愛8階

TEL(073)433-1551
FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999
FAX(0739)26-7943



特定商取引法が改正されました！

特定商取引法は消費者トラブルを生じやすい訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引の6種類とネガティブオプションを対象にルールを定め、消費者取引の公正を確保するための法律です。

平成20年6月、特定商取引法と割賦販売法が改正、公布され、一部を除き平成21年12月1日に施行されました。その中の消費者にとって重要な部分をご紹介します。

指定商品制の廃止、除外商品制へ

これまでは、指定商品制だったため規制の抜け穴を悪用した悪質な商法がありました。今回、指定商品制を廃止し、原則、すべての商品・サービスが規制対象となりました。

*一部適応除外の物があります。(自動車、葬儀、飲食店、マッサージ、電気、都市ガスなど)

訪問販売

訪問の時点で

- 訪問販売の際、販売員は消費者に勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならないことになりました。
- 契約しない意思表示をした者に再度勧誘してはならないことになりました。



イラストレーション・みつき

過量販売の場合



イラスト・みつき

- 訪問販売における、過量販売の解除制度が設けられました。通常的生活で必要な量を超える契約の場合、契約したときから1年間はその契約を解除できます。

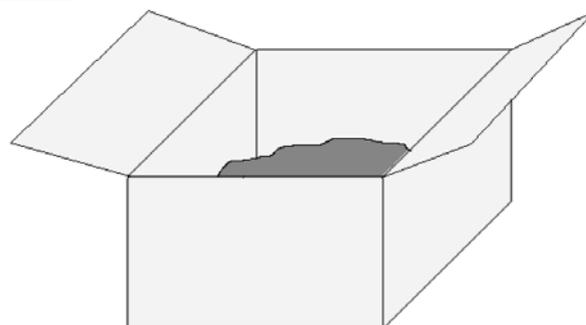
過量販売の3つのパターンと解除

過量販売の3つのパターン	① 1回の契約で過量販売した場合	その契約全部の解除を認める
	② 同一業者が複数回の契約で過量販売した場合	過量販売となった以降の契約の解除を認める
	③ 複数業者が次々と契約して過量販売した場合	その契約が過量販売になることを知りながら契約を結んだ場合、契約の解除を認める

通信販売

通信販売の返品ルール

- 事前の同意がない消費者に、広告メールの送信を禁止。（オプトイン規制）
（*平成20年12月1日施行）
- 通信販売の広告に「返品できない」と書かれていないときは、到着後8日間は解約返品できるようになりました。



割賦販売法が改正されました

割賦販売法改正で大きく変わるのは

クレジット契約の取り消しと既払金の返還

訪問販売で、嘘をつかれたり事実を知らされずに契約した場合は、販売契約もクレジット契約も取り消すことができ、既に支払ったお金を返してもらえるようになりました。

また、訪問販売業者が、過量販売を行った場合も、1年間は販売契約と個別クレジット契約を解約をすることができます。

過剰与信の規制

クレジット業者に、購入者の年収、預貯金、クレジット債務などの支払い能力の調査を義務づけ、消費者の支払い能力を超える与信契約の締結が禁止されました。

個別クレジット業者の登録制

個別クレジット業者に対して登録制が導入され、登録を受けた業者でなければ営業できなくなりました。登録事業者は行政が監視・監督し、消費者トラブルの未然防止をはかります。



クレジット、ローンは借金の一種です。
返済のことも考えて、計画的に利用するようにしましょう

和歌山県金融広報委員会からのお知らせ



「金融学習グループ」新規募集しています！！

和歌山県金融広報委員会は、中立・公正な立場から、金融分野における消費者教育に取り組んでいます。

この活動の一環として、暮らしに身近な金融経済の知識や生活設計等をテーマに定期的に学習会を開催できる自主運営グループを募集しています。

当委員会では、金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助するなど活動を支援します。

○金融学習グループとは？

- ・人数は、原則として15名以上とします。
- ・設定期間は、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）
- ・活動経費を一部補助します。（用途制限あり）
- ・活動計画を作成の上、最低年6回の学習会を開催していただきます。



○学習テーマ

例えば・・・

- ・子どもの健全育成と金銭教育
- ・悪質商法の被害にあわないために
- ・家計簿記帳の必要性
- ・公的年金と私達の暮らし
- ・金融商品の見分け方
- ・住宅ローンの基礎知識
- ・資産運用の基本的な考え方
- ・高齢化社会にむけての生活設計
- ・医療保険制度のイロハ
- ・生命保険の見直しについて
- ・多重債務の問題点と対処法
- ・省エネによる節約術

「くらし塾きんゆう塾」の配布について

金融広報中央委員会(愛称「知るぽると」)が発刊する「くらし塾きんゆう塾」冊子を無料配布しています。

くらしに役立つ身近な金融知識や金融教育の情報、「知るぽると」の活動内容などが掲載されています。ご興味のある方は、下記事務局までご連絡ください。

また「知るぽると」ホームページでもご覧になることができますので、ご活用ください。

(<http://www.shiruporuto.jp/about/kurashijuku/index.html>)

知るぽると



〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県金融広報委員会（県庁県民生活課内）
TEL 073-441-2342
FAX 073-433-1771